

広島県告示第六百八十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成三十年九月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号		平成二十四年広島県告示第四百七十六号			
所在地		広島県広島市安佐南区祇園及び同区祇園町地内			
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の自然現象の種類	区域の名称	土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域
安川支川（二六）	西青原川（二五隣b）	土石流	西青原川（二五a）	土石流	土石流
安川支川（二六）	西青原川（二五隣b）	土石流	西青原川（二五a）	土石流	土石流